

藤枝市岡部玉露の里の指定管理者の指定について

藤枝市岡部玉露の里の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市岡部玉露の里
指定管理者 静岡市葵区鷹匠一丁目 1 番 1 号
株式会社静岡リテイリング
代表取締役社長 前田 大輔
指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで